

審 査 基 準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法 令 名：茨城県特定金属類取扱業に関する条例
根 拠 条 項：第 3 条
処 分 の 概 要：特定金属類取扱業の許可
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 茨城県特定金属類取扱業に関する条例第 4 条（許可の基準）、第 5 条（許可の手続） 茨城県特定金属類取扱業に関する条例施行規則第 6 条（心身の故障により特定金属類取扱業の業務を適正に実施することができない者）、第 7 条（許可の申請）
審 査 基 準： 茨城県特定金属類取扱業に関する条例第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど茨城県特定金属類取扱業に関する条例を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：30 日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先： （県内に営業所を設けるとき）主たる営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係） （県内に営業所等を設けないとき）県内のいずれか一の警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：